



第5章

子ども・子育て支援事業  
の展開



# 第5章

## 子ども・子育て支援事業の展開

### 1 事業ごとの教育・保育の提供区域

#### ◆教育・保育に関する事業の提供区域設定の考え方

- ・保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域とする。
- ・区域内での教育・保育施設の利用率，通園にかかる負担感，各地域のこどもの数と教育・保育施設数及び定員等のバランス等を考慮し，区域を設定。

本市では上記の考え方を踏まえ，第2期計画と同様に市全体を1区域として設定し，各種事業を推進します。

### 2 教育・保育給付認定

子ども・子育て支援新制度では，認定こども園，幼稚園及び保育所（園），地域型保育事業（家庭的保育事業，小規模保育事業等）を利用する際に，教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定には，こどもの年齢や保育の必要性に応じて1号から3号の3つの区分があり，認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前の子ども		満3歳未満の 小学校就学前の子ども
対象条件	2，3号認定の子ども以外	保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用可能な施設	幼稚園	保育所（園）・地域型保育事業 ※地域型保育事業は3号認定のみ	
	認定こども園		
利用できる時間	教育標準時間	保育標準時間（1日11時間まで）	
		保育短時間（1日8時間まで） ※保育標準時間と保育短時間は就労時間等の保育の必要量によって決定	



### 3 就学前人口と小学生の人口推計

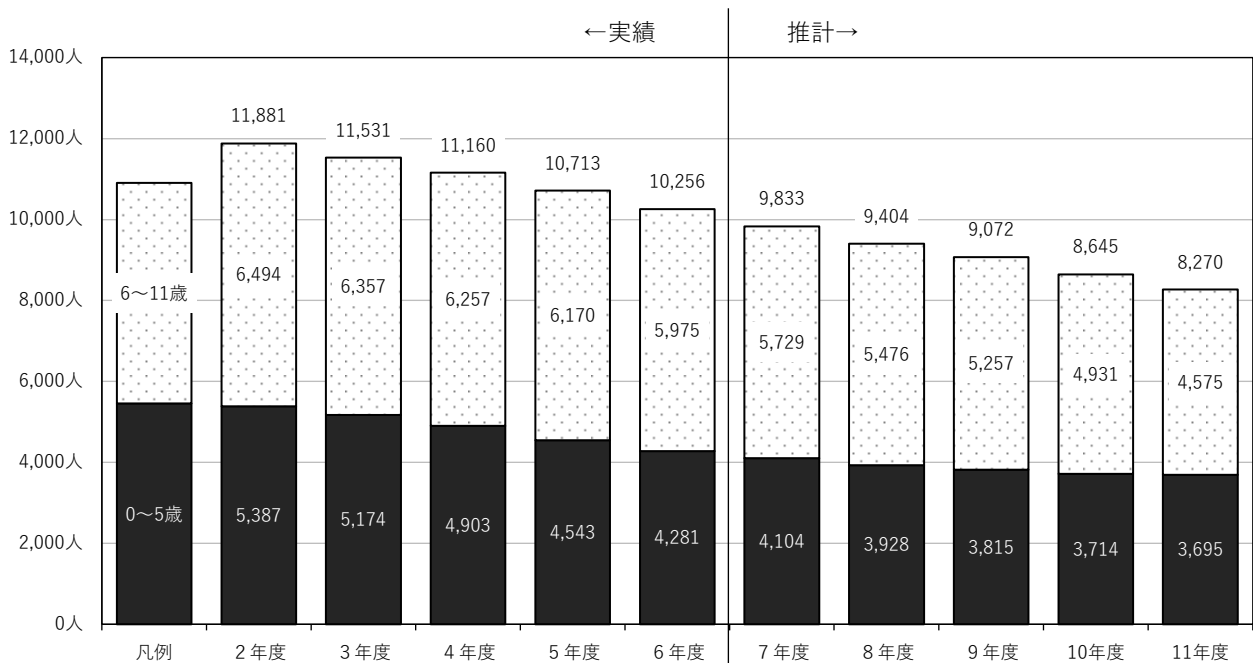
人口推計については、人口がこれまでと同様に推移する見込みとし、住民基本台帳の令和2年から令和6年までの各年4月1日時点の人口をもとに、コーホート変化率法\*を用いて算出しました。

コーホート変化率法とは、基準年の性・年齢別人口をもとに、次の年の性・年齢別人口を推計し、その繰り返しによって将来人口を推計していく方法です。なお、市全体と地区ごとに人口推計を行っているため、各地区の数値を合算した数値と市全体の数値は異なっています。

#### (1) 就学前児童と小学生の人口推計

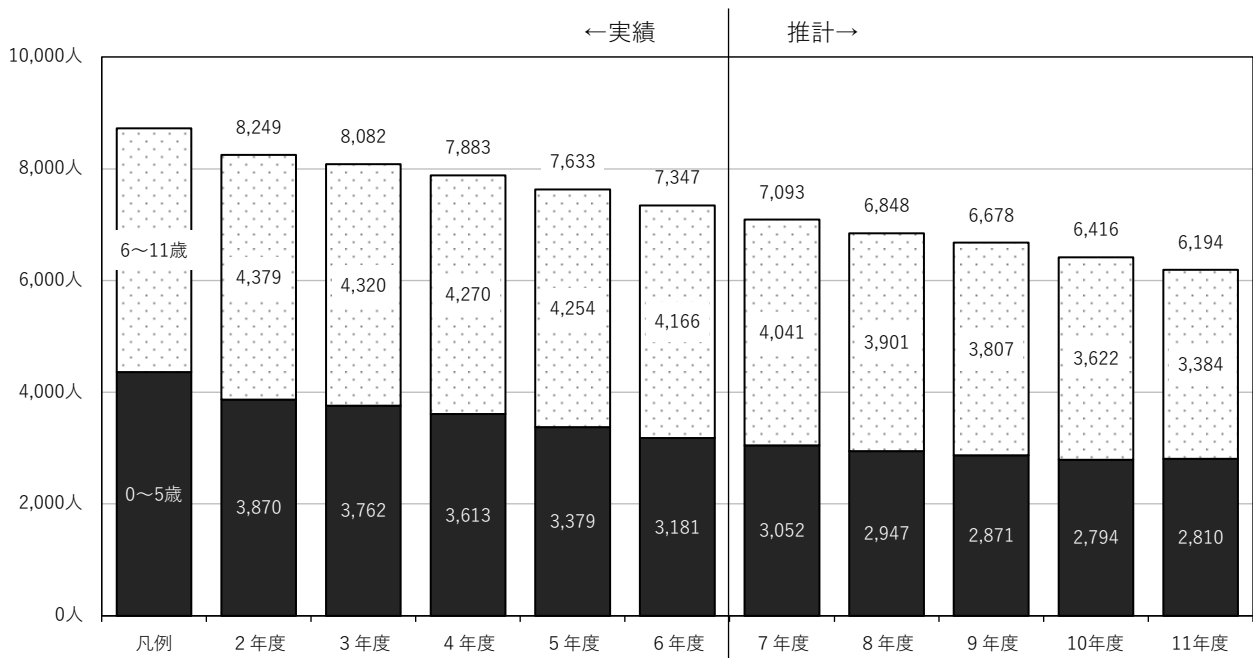
##### ①市全域

年齢	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0歳	765	701	690	595	616	626	611	595	579	565
1歳	827	792	735	705	602	634	644	629	613	596
2歳	861	829	806	735	700	604	636	646	631	615
3歳	959	862	834	809	727	700	604	636	646	631
4歳	1,015	962	870	836	810	730	703	606	639	649
5歳	960	1,028	968	863	826	810	730	703	606	639
6歳	1,056	957	1,032	964	873	828	812	732	704	608
7歳	1,073	1,058	953	1,029	963	872	826	811	730	703
8歳	1,071	1,083	1,057	959	1,031	967	875	830	814	734
9歳	1,052	1,084	1,083	1,060	958	1,034	970	878	833	817
10歳	1,121	1,056	1,076	1,077	1,068	958	1,034	970	878	833
11歳	1,121	1,119	1,056	1,081	1,082	1,070	959	1,036	972	880



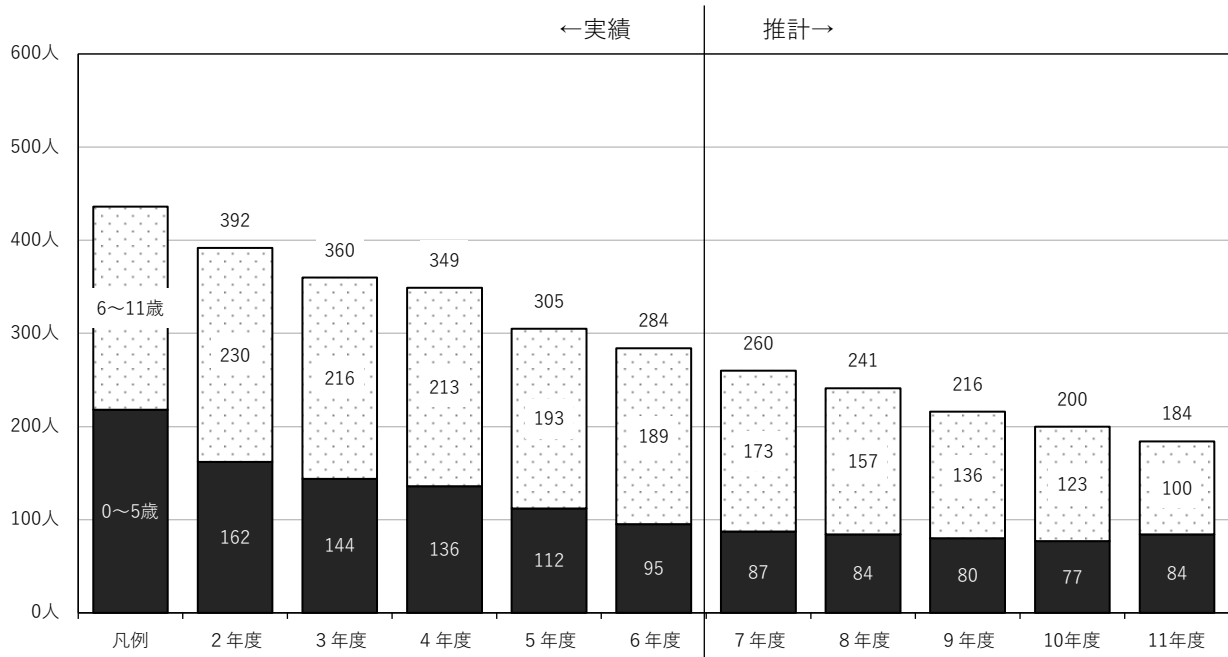
## ②古川地域

年齢	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0歳	563	532	532	438	446	477	470	462	452	445
1歳	620	580	562	544	440	459	490	483	475	465
2歳	630	617	586	554	540	438	457	488	481	473
3歳	675	630	618	589	548	540	438	456	488	480
4歳	723	672	639	626	589	551	543	441	459	490
5歳	659	731	676	628	618	587	549	541	439	457
6歳	724	653	725	678	637	618	587	550	541	439
7歳	743	726	653	722	675	636	617	587	549	540
8歳	718	751	722	651	726	676	637	618	588	550
9歳	689	731	750	727	650	730	680	641	622	591
10歳	766	692	727	743	729	649	728	679	640	621
11歳	739	767	693	733	749	732	652	732	682	643



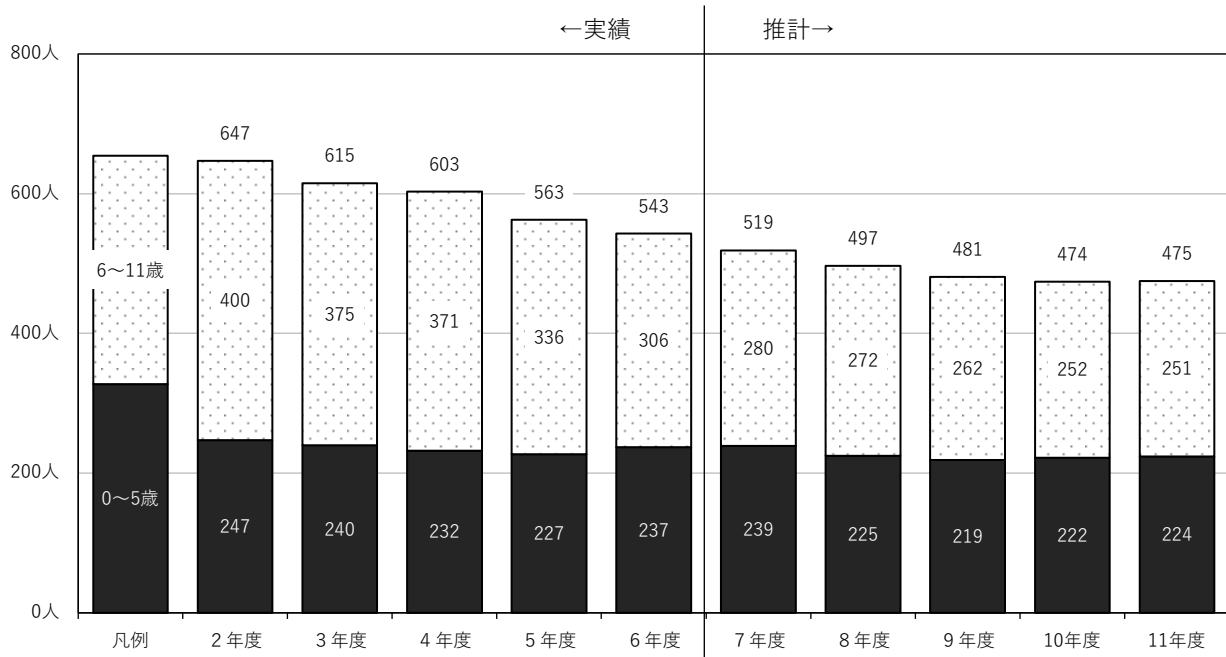
### ③松山地域

年齢	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0歳	17	15	18	4	18	12	12	11	11	10
1歳	24	18	17	20	5	22	15	15	14	13
2歳	32	25	18	14	17	5	21	14	14	13
3歳	27	30	27	17	14	17	5	20	14	14
4歳	31	26	30	26	17	14	17	4	20	14
5歳	31	30	26	31	24	17	14	16	4	20
6歳	37	32	34	27	29	25	17	14	17	5
7歳	36	36	33	31	25	28	24	17	14	16
8歳	33	37	34	34	30	25	28	24	17	13
9歳	43	32	39	33	35	30	25	28	24	17
10歳	39	43	31	38	32	34	30	24	27	23
11歳	42	36	42	30	38	31	33	29	24	26



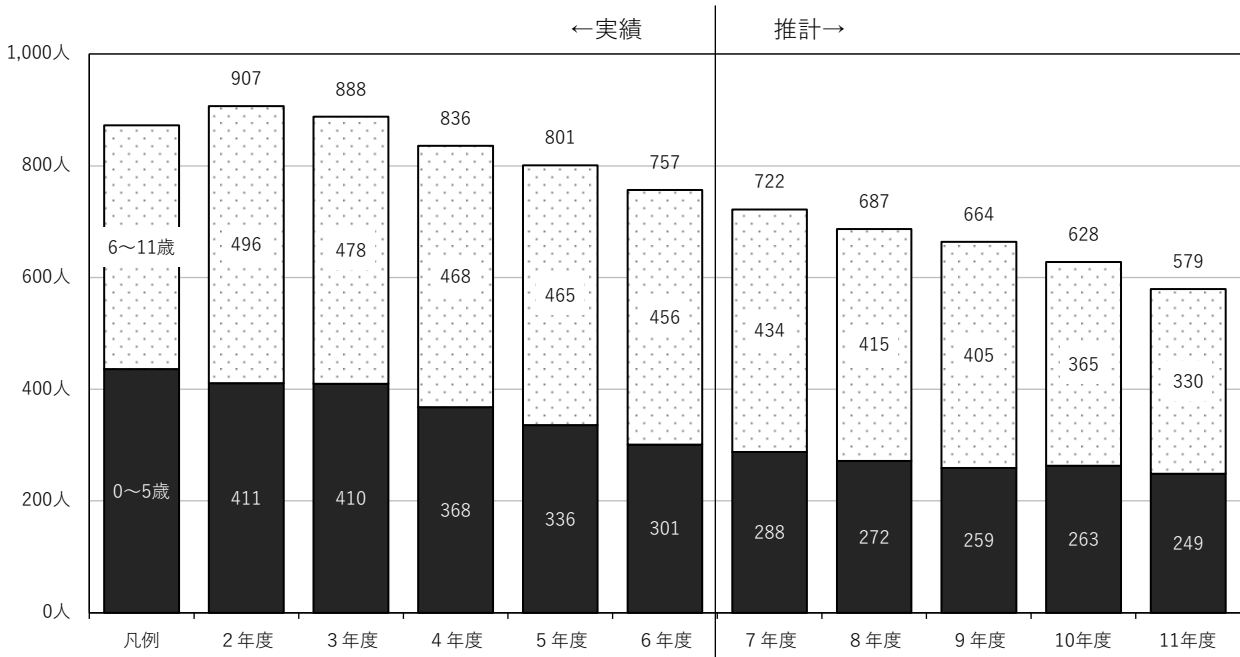
#### ④三本木地域

年齢	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0歳	40	39	31	28	39	33	32	32	31	30
1歳	33	46	39	33	30	42	35	35	34	33
2歳	34	35	50	42	33	32	44	37	37	36
3歳	42	36	37	51	46	35	33	47	39	39
4歳	40	43	35	37	50	46	35	33	47	39
5歳	58	41	40	36	39	51	46	35	34	47
6歳	57	58	45	37	36	39	51	47	35	34
7歳	62	58	58	47	36	36	40	51	47	36
8歳	65	65	60	60	46	37	37	41	53	48
9歳	75	64	67	61	60	47	37	38	41	53
10歳	53	77	64	67	61	60	47	38	38	42
11歳	88	53	77	64	67	61	60	47	38	38



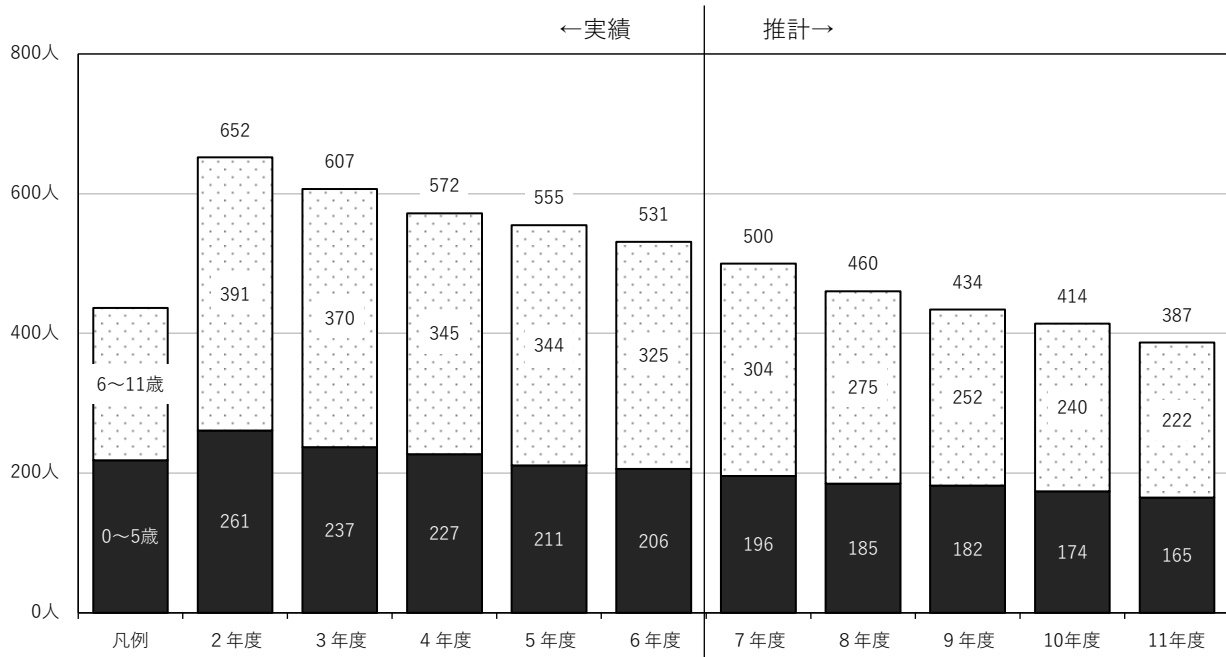
⑤鹿島台地域

年齢	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0歳	55	56	36	51	46	44	42	40	39	38
1歳	60	59	53	33	50	45	43	41	39	38
2歳	72	61	60	57	36	53	47	45	43	41
3歳	84	74	60	59	53	35	52	46	44	42
4歳	75	85	73	61	58	53	35	52	46	44
5歳	65	75	86	75	58	58	53	35	52	46
6歳	74	64	74	88	76	58	58	53	35	52
7歳	83	73	62	75	88	75	58	58	52	35
8歳	84	79	75	62	74	87	75	57	57	52
9歳	93	85	78	76	61	74	88	75	57	57
10歳	85	93	85	79	78	62	74	88	76	58
11歳	77	84	94	85	79	78	62	74	88	76



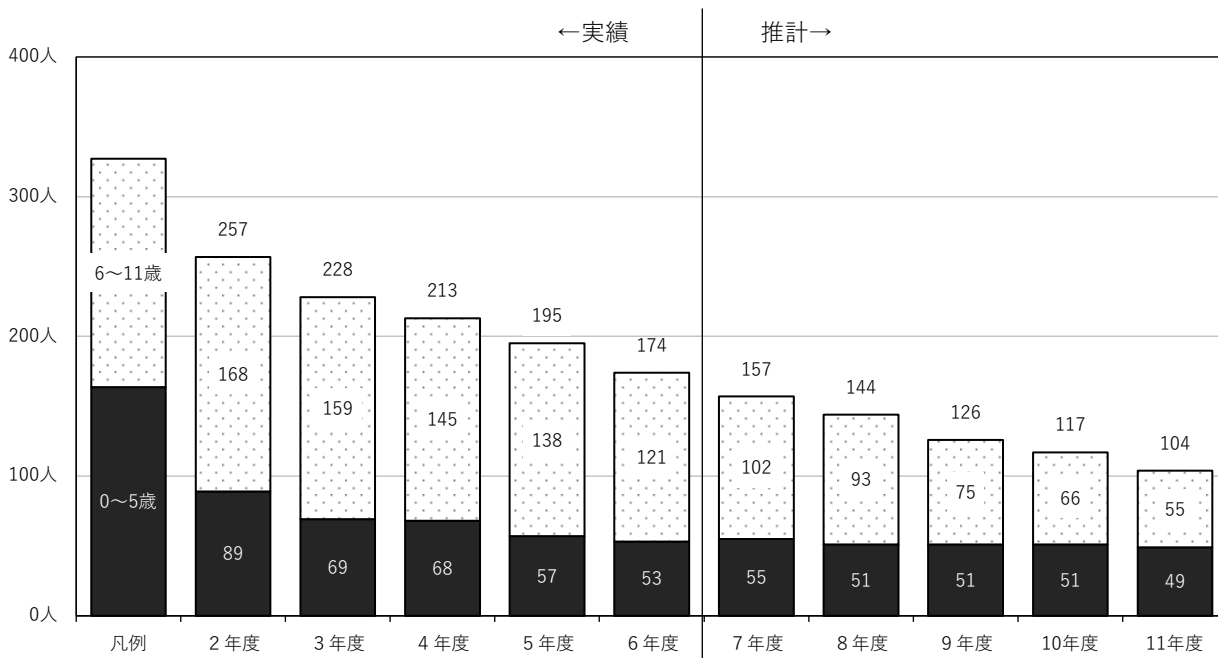
## ⑥岩出山地域

年齢	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0歳	35	27	34	35	28	29	27	26	24	24
1歳	38	39	28	36	33	29	30	28	27	26
2歳	36	38	40	29	36	33	30	30	29	27
3歳	48	33	40	40	28	35	33	29	30	28
4歳	52	49	34	38	42	28	36	33	30	30
5歳	52	51	51	33	39	42	29	36	34	30
6歳	73	52	49	50	36	39	43	29	36	34
7歳	59	73	50	50	54	37	40	44	29	37
8歳	57	60	74	52	49	54	37	40	44	30
9歳	60	57	58	73	51	48	54	36	40	44
10歳	67	59	56	62	74	52	49	54	37	40
11歳	75	69	58	57	61	74	52	49	54	37



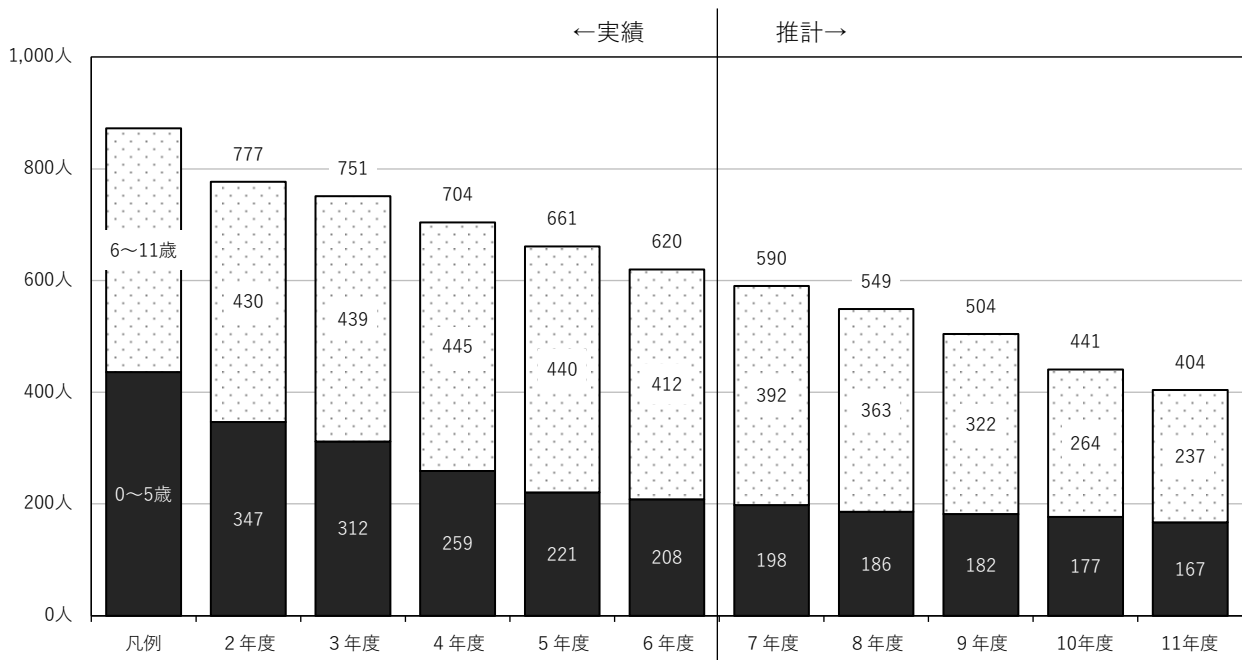
⑦鳴子温泉地域

年齢	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0歳	14	5	9	9	8	7	7	6	6	5
1歳	7	13	8	9	10	10	9	8	7	7
2歳	7	7	14	9	8	10	10	9	8	8
3歳	21	7	7	13	7	7	9	9	8	8
4歳	14	23	8	8	13	8	8	11	11	10
5歳	26	14	22	9	7	13	8	8	11	11
6歳	21	26	15	22	8	7	13	8	8	11
7歳	26	21	26	15	22	8	7	13	8	8
8歳	29	25	21	27	16	22	8	7	13	8
9歳	29	28	26	21	27	16	22	8	7	13
10歳	31	29	28	26	22	27	16	23	8	7
11歳	32	30	29	27	26	22	27	16	22	8



⑧田尻地域

年齢	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
0歳	41	27	30	30	31	28	27	26	24	23
1歳	45	37	28	30	34	32	29	27	26	25
2歳	50	46	38	30	30	35	32	29	28	27
3歳	62	52	45	40	31	30	36	33	30	29
4歳	80	64	51	40	41	31	30	36	32	30
5歳	69	86	67	51	41	42	32	31	37	33
6歳	70	72	90	62	51	41	43	32	31	38
7歳	64	71	71	89	63	51	41	43	32	31
8歳	85	66	71	73	90	64	52	42	43	32
9歳	63	87	65	69	74	90	64	52	42	43
10歳	80	63	85	62	72	74	89	64	52	41
11歳	68	80	63	85	62	72	74	89	64	52



## 4 教育・保育の量の見込みと確保策

子ども・子育て支援法に基づき、就学前の教育・保育を行う事業について記載しています。

量の見込みの算出にあたっては、令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績の推移をもとに、本市の実情を踏まえて算出しました。

### (1) 1号認定のこども：満3歳以上の学校教育を希望する就学前のこども

(単位：人)

			令和	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
A量の見込み				946	860	821	798	810
B確保量	特定教育・ 保育施設	自市町村分		900	900	900	900	900
		他市町村分		5	5	5	5	5
	確認を受けない幼稚園			560	560	560	560	560
	合計			1,465	1,465	1,465	1,465	1,465
B-A				519	605	644	667	655
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化や共働き世帯の増加に伴い、保育所ニーズが高まっているため、幼稚園の量の見込みは減少する見込みとなっています。</li> <li>・休園としている公立幼稚園の今後の方向性を整理し、子育て支援総合施設における適切な教育環境の確保に努めます。</li> <li>・幼稚園教育要領の改定に伴い、幼児教育の充実と小学校との連携強化に取り組みます。</li> </ul>							

### (2) 2号認定のこども：保育所(園)の利用希望：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前のこども

(単位：人)

			令和	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
A量の見込み	教育ニーズが強い			132	120	115	112	113
	その他			1,443	1,312	1,252	1,217	1,236
	合計			1,575	1,432	1,367	1,329	1,349
B確保量	特定教育・ 保育施設	自市町村分		1,648	1,648	1,632	1,616	1,616
		他市町村分		10	10	10	10	10
	幼稚園及び預かり保育			100	100	100	100	100
	企業主導型保育の地域枠			0	0	0	0	0
	認可外保育施設			8	8	8	8	8
	合計			1,766	1,766	1,750	1,734	1,734
B-A				191	334	383	405	385
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・量の見込みは減少する見込みとなっている一方で、教育を受けさせたいというニーズが一定数見込まれるため、保護者の就労等により保育を必要とする児童に対しても対応できるよう、幼稚園における預かり保育事業を行います。</li> <li>・保育所保育指針の改定に伴い、幼児教育の充実を図るとともに、小学校との連携強化や人材の確保・育成に取り組みます。</li> </ul>							



(3) 3号認定のこども：保育所（園）、地域型保育施設（小規模保育施設、家庭的保育施設）、認可外保育施設の利用希望：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けたこども

（単位：人）

0歳児			令和	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
A量の見込み				318	310	302	294	287
B確保量	特定教育・保育施設	各市町村分	253	253	253	253	253	253
		他市町村分	10	10	10	10	10	
	地域型保育	小規模保育	48	48	48	48	48	
		家庭的保育	0	0	0	0	0	
		居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	
		事業所内保育	0	0	0	0	0	
	企業主導型保育		8	8	8	8	8	
	認可外保育施設		2	2	2	2	2	
	幼稚園における長時間預かり保育運営支援事業		0	0	0	0	0	
	合計		321	321	321	321	321	
B－A				3	11	19	27	34

1歳児			令和	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
A量の見込み				440	460	458	447	435
B確保量	特定教育・保育施設	各市町村分	422	422	422	422	422	422
		他市町村分	9	9	9	9	9	
	地域型保育	小規模保育	47	47	47	47	47	
		家庭的保育	0	0	0	0	0	
		居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	
		事業所内保育	0	0	0	0	0	
	企業主導型保育		7	7	7	7	7	
	認可外保育施設		0	0	0	0	0	
	一時預かり事業（幼稚園型）		0	0	0	0	0	
	幼稚園における長時間預かり保育運営支援事業		0	0	0	0	0	
合計		485	485	485	485	485		
B－A				45	25	27	38	50



(単位：人)

2歳児			令和	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
A量の見込み				532	515	497	487	494
B確保量	特定教育・ 保育施設	自市町村分	479	467	467	467	467	467
		他市町村分	5	5	5	5	5	
	地域型保育	小規模保育	49	49	49	49	49	
		家庭的保育	0	0	0	0	0	
		居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	
		事業所内保育	0	0	0	0	0	
	企業主導型保育		7	7	7	7	7	
	認可外保育施設		0	0	0	0	0	
	一時預かり事業（幼稚園型）		20	20	20	20	20	
	幼稚園における長時間預かり 保育運営支援事業		0	0	0	0	0	
合計		560	548	548	548	548		
B－A				28	33	51	61	54

確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共働きの増加に伴い、低年齢児からの保育ニーズが高まっているため、利用定員の見直しや地域型保育事業等の多様な保育事業、認定こども園化等、民間事業者の意向を把握しながら、事業の充実を図ります。</li> <li>・認可外保育施設や民間事業者の施設整備を支援します。</li> <li>・市域が広く、地域資源も異なっているため、地域の状況に応じた事業を推進します。</li> </ul>
------	--

#### （４）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

令和8年度から新たに開始する事業で、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育所を利用することができる制度です。

(単位：延べ人数)

		令和	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
A量の見込み	0歳	－	6	6	6	6	6
	1歳	－	11	11	11	11	11
	2歳	－	5	5	5	5	5
	合計	－	22	22	22	22	22
B確保量	0歳	－	6	6	6	6	6
	1歳	－	11	11	11	11	11
	2歳	－	5	5	5	5	5
	合計	－	22	22	22	22	22
B－A			－	0	0	0	0
確保方策	・利用ニーズを把握しながら、事業実施に向けた体制整備を進めます。						



## 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策

量の見込みの算出にあたっては、令和2年度から令和6年度までの実績による推計人口及び令和2年度から令和5年度までの利用実績の推移をもとに、本市の実情を踏まえて算出しました。

### (1) 延長保育事業

保育所（園）及び認定こども園において、開所時間を延長して児童を保育する事業です。

(単位：人・か所)

	令和	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
A量の見込み		1,406	1,332	1,287	1,254	1,257
B確保量	実人数	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	施設数	46	46	46	46	46
B－A（人数）		94	168	213	246	243
確保方策	・保護者の就労形態の多様化や核家族化に対応していくため、保育士の配置等の事業実施体制の整備を図ります。					

### (2) 幼稚園における預かり保育事業

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、幼稚園の園児を対象に教育活動等を行う事業です。

(単位：人・か所)

	令和	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
A量の見込み		39,137	35,590	33,983	33,039	33,529
B確保量	延べ人数	39,137	35,590	33,983	33,039	33,529
	施設数	3	3	3	3	3
B－A（人数）		0	0	0	0	0
確保方策	・市内の全ての幼稚園で預かり保育事業（実施時間や料金は園ごとに異なります。）を実施済みです。					

### (3) 一時預かり事業

家庭において、一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育施設その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。公立保育所及び認可保育園において行っている事業になります。継続的な利用ではなく、保育が困難になった場合に一時的に預かる事業となります。

(単位：人・か所)

	令和	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
A量の見込み		953	912	886	862	858
B確保量	延べ人数	953	912	886	862	858
	施設数	8	8	8	8	8
B－A（人数）		0	0	0	0	0
確保方策	・一時預かり事業を実施している市内8施設では定員に達しており、共働きの増加等に伴うニーズの増加に対応していくため、実施施設の拡大に取り組みます。					



#### (4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて児童養護施設\*等に入所し、必要な保護を行う事業です。

現在、市内には児童養護施設がないため、里親に委託し必要な養育・保護を行っています。

(単位：人)

	令和	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
A量の見込み		20	20	20	20	20
B確保量		20	20	20	20	20
B - A		0	0	0	0	0
確保方策	・令和6年度より実施しており、今後も利用者支援事業や地域子育て支援センター、保健師等による相談と子育て家庭のニーズを鑑みながら、事業の充実を図ります。					

#### (5) 病児病後児保育事業

病後児保育は、保育施設に入所している1歳児から小学校3年生までで、病気の回復期において、集団保育を受けることが困難なこどもを預かる事業で、本市では公立保育所（田尻子育て支援総合施設すまいる園）、認可保育園（くりの木保育園）の2か所で実施しています。

また、病児保育は、保育施設に入所していて、病気中のため集団保育を受けることが困難なこどもを預かる事業のことで、認可保育園（もりのなかま保育園古川北町園もぐもぐ+）で実施しています。

(単位：人・か所)

	令和	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
A量の見込み		173	165	160	156	155	
B確保量	病児病後児 対応型	延べ人数	220	220	220	220	220
		施設数	3	3	3	3	3
	体調不良児 対応型	延べ人数	518	518	518	518	518
		施設数	4	4	4	4	4
	非施設型 (訪問型)	延べ人数	0	0	0	0	0
		施設数	0	0	0	0	0
B - A (人数)		47	55	60	64	65	
確保方策	・保護者の就労形態の多様化等への対応と緊急時の児童の安全確保に向け、事業の充実を図ります。						



## (6) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の家庭を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動を行う事業です。

本市では子育てわくわくランドで行っています。

(単位：人・か所)

	令和	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
A量の見込み		91	87	84	80	76
B確保量	延べ人数	95	95	90	85	80
	施設数	1	1	1	1	1
B - A (人数)		4	8	6	5	4
確保方策	・事業内容の周知を図り、事業を提供する会員と事業を利用する会員の増加に取り組みます。					

## (7) 放課後児童健全育成事業

小学校に就学している児童に対して、健全な育成を図るため、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供する事業です。

(単位：人・か所)

	令和	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
A量の見込み	1年生	448	428	411	386	358
	2年生	433	414	398	373	346
	3年生	330	316	303	284	264
	4年生	263	252	242	227	210
	5年生	115	110	105	99	92
	6年生	73	70	67	63	58
	合計	1,663	1,590	1,526	1,431	1,328
B確保量	登録児童数	1,665	1,765	1,765	1,765	1,765
	施設数	34	35	35	35	35
B - A (人数)		2	175	239	334	437
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域によって状況が異なることから、老朽化している施設の改修・修繕と併せて、計画的な施設整備を推進します。</li> <li>・放課後のこどもたちの居場所づくりを推進するため、地域や教育・保育施設との交流と放課後子ども教室との連携・一体的な事業運営を検討します。</li> </ul>					

### ※放課後子ども教室の確保量

(単位：人)

	令和	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
確保量		80	70	70	70	70



### (8) 地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、子育て支援拠点施設において、地域での子育て中の交流促進や育児相談等を行う事業です。

本市では、合計7か所に子育て支援センターを設置しています。

(単位：人・か所)

		令和	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	人数		21,496	21,807	21,565	21,023	20,481
確保量	施設数		7	7	7	7	7
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域において、子育て家庭が孤立することなく、楽しみながら子育てができるよう、子育て中の保護者のネットワークづくりや育児相談等に取り組みます。</li> <li>・各地域の子育て支援センターの連携を強化し、情報の交換・共有を図ります。</li> </ul>						

### (9) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、こどもや保護者からそれらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を行う事業です。

(単位：か所)

		令和	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
A 量の見込み			2	2	2	2	2
B 確保量	基本型		1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関		0	0	0	0	0
	特定型		0	0	0	0	0
	こども家庭センター型		1	1	1	1	1
	合計		2	2	2	2	2
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭にとって、地域の身近な相談窓口として利用できるよう、関係機関との連携強化や体制整備に取り組みます。</li> <li>・令和7年度から妊産婦及びその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行う「妊婦等包括相談支援事業型」が開始となります。</li> </ul>						

### ※妊婦等包括相談支援事業型

(単位：件・回)

		令和	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
A 量の見込み	妊娠届出数		626	611	595	579	565
	1組あたりの面談回数		3	3	3	3	3
	面談実施合計回数		1,878	1,833	1,785	1,737	1,695
B 確保量	こども家庭センター		1,878	1,833	1,785	1,737	1,695
	上記以外		0	0	0	0	0
B - A (人数)			0	0	0	0	0
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用ニーズを踏まえ、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、必要な情報の提供や相談支援に取り組みます。</li> </ul>						



### (10) 妊婦健康診査事業

妊婦が医師や助産師等の専門家のアドバイスを受けて、積極的に健康管理に取り組むための事業です。

(単位：回)

	令和	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
A量の見込み		8,764	8,554	8,330	8,106	7,910
B確保量		8,764	8,554	8,330	8,106	7,910
B - A		0	0	0	0	0
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心な妊娠・出産に向け、妊婦に対して早期に健康診査を受診するよう周知することで、病気や異常の早期発見・早期治療に努めます。</li> <li>・必要に応じて医療機関と連携し、個別支援に取り組みます。</li> </ul>					

### (11) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

(単位：延べ人数)

	令和	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
A量の見込み		626	611	595	579	565
B確保量		626	611	595	579	565
B - A		0	0	0	0	0
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての乳児を対象に保健師や助産師が訪問し、乳児の発育や母親の健康状態を確認し、相談や保健指導を行います。</li> <li>・訪問により、支援が必要と判断した家庭には関係機関と連携し、養育支援訪問事業へつなげるなど、継続的な支援に取り組みます。</li> </ul>					

### (12) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する相談等を行う事業です。

(単位：延べ人数)

	令和	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
A量の見込み		170	163	157	150	143
B確保量		170	163	157	150	143
B - A		0	0	0	0	0
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の孤独感や負担感に寄り添い、必要なサービスを提供し、安心して子育てができる環境をつくります。</li> <li>・子どもへの虐待の発生予防・早期発見・早期対応に向け、要保護児童対策地域協議会活動の啓発と関係機関との連携強化に取り組みます。</li> </ul>					



### (13) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行う事業です。

(単位：延べ人数)

	令和	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
A量の見込み		104	101	98	96	93
B確保量		135	135	135	135	135
B - A		31	34	37	39	42
確保方策	・利用ニーズを把握しながら、事業実施に向けた体制整備を進めます。					

### (14) 子育て世帯訪問支援事業

令和7年度から新たに開始する事業で、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

(単位：延べ人数)

	令和	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
A量の見込み		100	100	100	100	100
B確保量		100	100	100	100	100
B - A		0	0	0	0	0
確保方策	・利用ニーズを把握しながら、家庭が抱える様々な課題の解決に向け、支援を実施していきます。					

### (15) 児童育成支援拠点事業

令和7年度から新たに開始する事業で、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

利用ニーズを把握しながら、家庭が抱える様々な課題の解決に向け、支援を実施していきます。

### (16) 親子関係形成支援事業

令和7年度から新たに開始する事業で、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ\*等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

利用ニーズを把握しながら、家庭が抱える様々な課題の解決に向け、支援を実施していきます。



### (17) こどもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会内の情報交換と支援内容の協議，専門性向上のための研修や市民への啓発の取り組み等，地域全体で連携を強化し，児童虐待を防止し，発生を予防する事業です。

今後も要保護児童対策地域協議会と連携しながら，関係機関の専門性と連携の強化に取り組みます。

### (18) 実費徴収に係る補足給付事業

特定教育・保育施設等における保育料以外の実費徴収費用（副食費）について，低所得世帯の負担軽減を図るため，国の示す基準に基づき，費用の一部を補助する事業です。

(単位：人)

	令和	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
A量の見込み		101	97	94	91	91
B確保量		101	97	94	91	91
B - A		0	0	0	0	0
確保方策	・今後も継続的に実施します。					

### (19) 多様な主体の参入促進・能力活用事業

ライフスタイルの多様化に対応することを目的として，個々の事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するために，認可外保育施設や事業所内保育施設が円滑に新制度の給付対象施設へ移行し，より質の高い保育を提供できるような体制を整備する事業です。

今後は地域の教育・保育のニーズに沿った教育・保育施設，地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進めるため，多様な事業者の新規参入を支援します。



